

地質・土質調査業務標準仕様書

令和 4 年 10 月

名古屋市緑政土木局

地質・土質調査業務標準仕様書 目次

第1章	総 則	1- 1
第1節	総 則	1- 1
1-1- 1	適用	1- 1
1-1- 2	用語の定義	1- 1
1-1- 3	受発注者の義務	1- 4
1-1- 4	業務の着手	1- 4
1-1- 5	調査地点の確認	1- 4
1-1- 6	設計図書の支給及び点検	1- 5
1-1- 7	監督員	1- 5
1-1- 8	業務代理人等	1- 5
1-1- 9	照査技術者及び照査の実施	1- 6
1-1-10	担当技術者	1- 7
1-1-11	提出書類	1- 7
1-1-12	打合せ等	1- 8
1-1-13	業務計画書	1- 8
1-1-14	資料等の貸与及び返却	1- 9
1-1-15	関係官公庁への手続き等	1- 9
1-1-16	地元関係者との交渉等	1- 9
1-1-17	土地への立入り等	1-10
1-1-18	成果品の提出	1-11
1-1-19	関係法令及び条例の遵守	1-11
1-1-20	検査	1-11
1-1-21	修補	1-11
1-1-22	条件変更等	1-12
1-1-23	契約変更	1-12
1-1-24	履行期間の変更	1-13
1-1-25	一時中止	1-13
1-1-26	発注者の賠償責任	1-14
1-1-27	受託人の賠償責任	1-14
1-1-28	部分使用	1-14
1-1-29	再委託	1-14
1-1-30	成果品の使用等	1-15
1-1-31	守秘義務	1-15
1-1-32	個人情報の取扱い	1-15
1-1-33	安全等の確保	1-17
1-1-34	臨機の措置	1-19
1-1-35	履行報告	1-19
1-1-36	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1-19
1-1-37	行政情報流出対策の強化	1-19
1-1-38	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	1-21
1-1-39	保険加入の義務	1-21

第2節	地質・土質業務一般	1-22
1-2-1	使用する技術基準等	1-22
1-2-2	JGS（地盤工学会基準）	1-22
1-2-3	主要技術基準及び参考図書	1-22
第2章	機械ボーリング	2-1
2-1-1	目的	2-1
2-1-2	土質分類	2-1
2-1-3	調査等	2-1
2-1-4	成果品	2-2
第3章	サンプリング	3-1
3-1-1	目的	3-1
3-1-2	採取方法	3-1
3-1-3	試料の取扱い	3-1
3-1-4	成果品	3-1
第4章	サウンディング	4-1
第1節	標準貫入試験	4-1
4-1-1	目的	4-1
4-1-2	試験等	4-1
4-1-3	成果品	4-1
第2節	スウェーデン式サウンディング試験	4-1
4-2-1	目的	4-1
4-2-2	試験等	4-1
4-2-3	成果品	4-2
第3節	オランダ式二重管コーン貫入試験	4-2
4-3-1	目的	4-2
4-3-2	試験等	4-2
4-3-3	成果品	4-2
第4節	ポータブルコーン貫入試験	4-2
4-4-1	目的	4-2
4-4-2	試験等	4-2
4-4-3	成果品	4-3
第5節	簡易動的コーン貫入試験	4-3
4-5-1	目的	4-3
4-5-2	試験等	4-3
4-5-3	成果品	4-3
第5章	原位置試験	5-1
第1節	孔内載荷試験	5-1
5-1-1	目的	5-1
5-1-2	試験等	5-1
5-1-3	成果品	5-1

第2節	地盤の平板載荷試験	5-2
5-2-1	目的	5-2
5-2-2	試験等	5-2
5-3-3	成果品	5-2
第3節	現場密度測定（砂置換法）	5-2
5-3-1	目的	5-2
5-3-2	試験等	5-2
5-3-3	成果品	5-2
第4節	現場密度測定（R1法）	5-3
5-4-1	目的	5-3
5-4-2	試験等	5-3
5-4-3	成果品	5-3
第5節	現場透水試験	5-3
5-5-1	目的	5-3
5-5-2	試験等	5-3
5-5-3	成果品	5-3
第6節	ルジオン試験	5-3
5-6-1	目的	5-3
5-6-2	試験等	5-4
5-6-3	成果品	5-4
第7節	速度検層	5-4
5-7-1	目的	5-4
5-7-2	試験等	5-4
5-7-3	成果品	5-4
第8節	電気検層	5-4
5-8-1	目的	5-4
5-8-2	試験等	5-4
5-8-3	成果品	5-5
第6章	解析等調査業務	6-1
6-1-1	目的	6-1
6-1-2	業務内容	6-1
6-1-3	成果品	6-1
第7章	軟弱地盤技術解析	7-1
7-1-1	目的	7-1
7-1-2	業務内容	7-1
7-1-3	成果品	7-2
第8章	物理探査	8-1
第1節	弾性波探査	8-1
8-1-1	目的	8-1
8-1-2	業務内容	8-1
第2節	電気探査（比抵抗二次元探査）	8-1

8-2-1	目的	8-1
8-2-2	業務内容	8-2
第9章	地すべり調査	9-1
9-1-1	目的	9-1
9-1-2	計画準備	9-1
9-1-3	地下水調査	9-1
9-1-4	移動変形調査	9-2
9-1-5	雨量観測	9-2
9-1-6	解析	9-3
9-1-7	対策工法選定	9-3
9-1-8	報告書作成	9-3
第10章	地形・地表地質調査	10-1
10-1-1	目的	10-1
10-1-2	業務内容	10-1
10-1-3	成果品	10-2
第11章	土質試験	11-1
第1節	土質試験	11-1
11-1-1	試験の方法	11-1
第2節	土の透水試験	11-1
11-2-1	目的	11-1
11-2-2	用語の定義	11-1
11-2-3	試験	11-1
11-2-4	試験方法の種類と選択	11-1
11-2-5	成果品	11-1
第12章	その他	12-1
第1節	舗装工事における土質調査の復旧	12-1
12-1-1	適用範囲	12-1
12-1-2	復旧方法	12-1
第13章	様式集	13-1
様式一覧表		13-1
(第2号様式)	業務着手届	13-1
(第3号様式) 甲	業務日程表	13-2
(第3号様式) 乙	日程表	13-3
(第4号様式) 甲	業務変更日程表	13-4
(第4号様式) 乙	変更日程表	13-5
(第7号様式) の1	業務代理人等届	13-6
(第7号様式) の2	業務代理人等変更届	13-7
(第9号様式)	業務関係者に関する措置請求書	13-8
(第10号様式) 甲	業務下請負届(再委託申請書)	13-9

(第 1 0 号様式) 乙	業務下請負届 (再委託申請書) ……………	13-10
(第 1 0 号様式) 甲	業務下請負届 (再委託申請書) 記載例…………	13-11
(第 1 0 号様式) 乙	業務下請負届 (再委託申請書) 記載例…………	13-12
(第 1 1 号様式)	業務用材料出納簿……………	13-13
(第 1 2 号様式)	業務用貸与物件整理簿……………	13-14
(第 1 3 号様式)	事故発生報告書……………	13-15
(第 1 6 号様式)	履行期間延長願……………	13-16
(第 1 7 号様式)	業務完了届……………	13-17
(第 1 9 号様式)	業務完了確認通知書……………	13-18
(第 2 0 号様式)	検査結果通知書……………	13-19
(第 2 1 号様式) 甲	出来高調書……………	13-20
(第 2 1 号様式) 乙	出来高内訳書……………	13-21
(第 2 3 号様式)	出来高確認通知書……………	13-22
(第 2 4 号様式)	出来高検査結果通知書……………	13-23
(第 2 5 号様式)	業務計画書……………	13-24
(第 2 6 号様式)	変更業務計画書……………	13-25
(第 2 7 号様式)	委託業務成果品一覧表……………	13-26
(第 2 8 号様式)	指示・催告・請求・通知・協議・承諾…………	13-27
(第 2 9 号様式)	請求・通知・協議・承諾・報告書…………	13-28
(第 3 0 号様式)	業務打合せ記録簿……………	13-29
(第 3 0 号様式)	業務打合せ記録簿 (記入例) ……………	13-30
(第 3 1 号様式) 甲	業務記録簿……………	13-31
(第 3 1 号様式) 乙	業務記録簿……………	13-32
(第 3 2 号様式)	身分証明書交付申請書……………	13-33
(第 3 3 号様式)	身分証明書……………	13-34
(第 3 4 号様式)	身分証明書返納書……………	13-35
(第 3 6 号様式)	休日・夜間作業届……………	13-36

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 適 用

1. 地質・土質調査標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、名古屋市緑政土木局が所管する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質・土質調査業務」という。）に係る契約書（業務委託契約約款を含む）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. **設計図書**は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 共通特記仕様書、特記仕様書、図面、標準仕様書または**指示**や**協議**等の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受託人は監督員に**確認**して**指示**を受けなければならない。
4. 測量業務及び設計業務等に関する業務については、別に定める各標準仕様書によるものとする。

1-1-2 用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、以下の各項に定めるところによる。

1. 「**発注者**」とは、契約書で明記される名古屋市をいう。
2. 「**受託人**」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。また、法令の規定により認められたその一般継承人をいう。
3. 「**監督員**」とは、契約**図書**に定められた範囲内において、受託人または、業務代理人及び主任技術者（以下「業務代理人等」という。）に対する**指示**、**催告**、**承諾**または**協議**等の職務を行う者で、契約書第7条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称している。

なお、受託人には主として主任監督員及び担当監督員が対応する。

4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括調査業務を担当し、主に、受託人に対する**指示**、**催告**、**承諾**または**協議**、および関連業務との調査のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、**設計図書**の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における発注者に対する**報告**等を行うとともに、主任監督員および担当監督員の指揮監督並びに調査業務の取りまと

めを行う者をいう。

5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任調査業務を担当し、主に、受託人に対する**指示、催告、承諾**または**協議**（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の**確認、設計図書**の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、**設計図書**の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への**報告**を行うとともに、担当監督員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務の取りまとめを行う者をいう。
6. 本仕様で規定されている担当監督員とは、一般調査業務を担当し、主に、受託人に対する**指示、催告、承諾**または**協議**で軽易なものの処理、業務の進捗状況の**確認、設計図書**の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、**設計図書**の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への**報告**を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。
7. 「**検査員**」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第30条第3項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
8. 「**業務代理人等**」とは、契約の履行の業務代理人及び現場における施行の技術上の管理をつかさどる主任技術者で、契約書第8条第1項の規定に基づき、受託人が定めた者をいう。
9. 「**担当技術者**」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受託人が定めた者をいう。
10. 「**同等の能力と経験を有する技術者**」とは、地質・土質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者または発注者が**承諾**した者をいう。
11. 「**契約図書**」とは、契約書及び**設計図書**をいう。
12. 「**設計図書**」とは、特記仕様書、図面、数量総括表、標準仕様書、現場説明書、設計図書に対する質問回答書及び監督員が受託人に指示した書面及び受託人が提出し監督員が承諾した書面をいう。
13. 「**仕様書**」とは、標準仕様書及び共通特記仕様書並びに特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
14. 「**標準仕様書**」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の**指示事項等**を定める**図書**をいう。
15. 「**共通特記仕様書及び特記仕様書**」とは、標準仕様書を補足し当該地質・土質調査業務の実施に関する明細または特別な事項を定める**図書**

をいう。

16. 「数量総括表」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
17. 「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。
18. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者よりの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
19. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更または追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
20. 「指示」とは、監督員が受託人に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
21. 「催告」とは、監督員が受託人に対し、業務の遂行上必要な事項について書面により、請求することをいう。
22. 「承諾」とは、受託人が監督員に対し書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
23. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受託人が対等の立場で合議することをいう。
24. 「提出」とは、受託人が監督員に対し地質・土質調査業務に係わる事項について書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
25. 「報告」とは、受託人が監督員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
26. 「請求」とは、発注者または受託人が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
27. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
28. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
29. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受託人に対し、または受託人が発注者若しくは監督員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
30. 「申し出」とは、受託人が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
31. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。なお、緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。また、電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。
32. 「立会」とは、設計図書に示された項目において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。

33. 「**検査**」とは、契約**図書**に基づき、検査員が地質・土質調査業務の完了を**確認**することという。
34. 「**打合せ**」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために業務代理人等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
35. 「**修補**」とは、発注者が検査時に受託人の負担に帰すべき理由による不良個所を発見した場合に受託人が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
36. 「**協力者**」とは、受託人が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
37. 「**使用人等**」とは、協力者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。
38. 「**了解**」とは、契約**図書**に基づき、監督員が受託人に**指示**した処理内容・回答に対して、理解して**承認**すること。
39. 「**受理**」とは、契約**図書**に基づき、受託人、監督員が相互に**提出**された**書面**を受け取り、内容を把握することをいう。
40. 「**照査**」とは、受託人が発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。

1-1-3 受発注者の義務

受託人は契約の履行にあたって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受託人および発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

1-1-4 業務の着手

受託人は特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（名古屋市の休日定める条例（平成3年7月17日条例第36号）第2条に規定する休日（以下「閉庁日」という。））を除く）以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは業務代理人等が地質・土質調査業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

1-1-5 調査地点の確認

1. 受託人は調査着手前にその位置を**確認**しておかなければならない。また調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督員の**承諾**を得なければならない。
2. 受託人は都市部等における調査で地下埋設物（上・下水道管、電話線、

送電線、ガス管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督員に報告し関係機関と協議の上現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

1-1-6 設計図書の支給及び点検

1. 受託人からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受託人に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、標準仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託人の負担において備えるものとする。
2. 受託人は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員は、必要と認めるときは、受託人に対し図面または詳細図面等を追加支給するものとする。

1-1-7 監督員

1. 発注者は、地質・土質調査業務における監督員を定め、受託人に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、催告、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第7条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受託人に対し口頭による指示等を行った場合には、受託人はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督員は、その口頭による指示等を行った後、7日以内に書面で受託人にその内容を指示するものとする。

1-1-8 業務代理人等

1. 受託人は、地質・土質調査業務における業務代理人及び主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 業務代理人は、業務の運営及び取締を行うほか、この業務の施行に関し、必要な事項を処理することができ、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
3. 主任技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。
4. 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、または応用理学-地質）または建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等-業務）は特記仕様書による）、

シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門または土質及び基礎部門）の資格保有者またはこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、または内業を含み、かつその範囲が、**6-1-2 業務内容**第2項から第4項までの場合、地質調査技士またはこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者としてすることができる。

5. 業務代理人等は、監督員が**指示**する関連のある地質・土質調査業務の受託人と十分に**協議**の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 業務代理人は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
7. 業務代理人は、屋外における地質・土質調査に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受託人が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、地質・土質調査が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。
8. 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託人は発注者の**承諾**を得なければならない。
9. 業務代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

1-1-9 照査技術者及び照査の実施

1. 受託人は、業務の実施に当たり、照査を適切に実施しなければならない。
2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
 - (1) 受託人は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に**通知**するものとする。
 - (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、または応用理学-地質）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等-業務）は特記仕様書による）、RCCM（地質部門または土質及び基礎部門）の資格保有者またはこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
 - (3) 照査技術者は、照査計画を作成し、**業務計画書**に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

- (4) 照査技術者は、**設計図書**に定めるまたは調査員の**指示**する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受託人の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ主任技術者に**提出**するものとする。
- 3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託人は発注者の**承諾**を得なければならない。

1-1-10 担当技術者

- 1. 受託人は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に**提出**するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし8名までとする。
- 2. 担当技術者は、**設計図書**等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

1-1-11 提出書類

- 1. 受託人は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく**提出**しなければならない。ただし、委託代金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- 2. 受託人が発注者に**提出**する書類で様式が定められていないものは、受託人において様式を定め、**提出**するものとする。ただし、発注者がその様式を**指示**した場合は、これに従わなければならない。
- 3. 受託人は、契約時または変更時において、委託代金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための**確認**のお願い」をTECRISから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、閉庁日を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から閉庁日を除き15日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き15日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。なお、登録ができる技術者は、**業務計画書**に示した技術者とする（担当技術者の登録は

8名までとする。)

4. 受託人は、登録機関に登録後、TECRIS より「登録内容**確認書**」をダウンロードし、ただちに監督員に**提出**しなければならない。なお、変更時と完了時の間が閉庁日を除き 15 日以内に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請し、登録後には TECRIS より「登録内容**確認書**」をダウンロードし、監督員に**提出**しなければならない。

1-1-12 打合せ等

1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、業務代理人等と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託人が**書面**（打合せ記録簿）に記録し、相互に**確認**しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで**確認**した内容については、必要に応じて**書面**（打合せ記録簿）を作成するものとする。

2. 地質・土質調査業務着手時及び**設計図書**で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受託人が打合せ記録簿に記録し相互に**確認**しなければならない。
3. 業務代理人等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と**協議**するものとする。

1-1-13 業務計画書

1. 受託人は、契約締結後速やかに**業務計画書**を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
2. **業務計画書**には、**契約図書**に基づき以下の事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務日程表
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果品の内容、部数
 - (7) 使用する主な**図書**及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）
 - (10) 仮設備計画
 - (11) その他必要事項

なお、仮設物は、**設計図書**に指定されたものを除き受託人の責任において行うものとする。

受託人は**設計図書**において、照査技術者による照査が定められている場合は、**業務計画書**に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

(2) 実施方針または(11)その他には、**1-1-32 個人情報**の取扱い、**1-1-33 安全等の確保**及び **1-1-37 行政情報流出防止対策の強化**に関する事項も含めるものとする。

3. 受託人は、**業務計画書**の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更**業務計画書**を**提出**しなければならない。
4. 監督員の**指示**した事項については、受託人は更に詳細な業務計画に係る資料を**提出**しなければならない。

1-1-14 資料等の貸与及び返却

1. 監督員は、**設計図書**に定める**図書**及びその他関係資料を、受託人に貸与するものとする。

なお、貸与資料は、業務着手時に受託人に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。

2. 受託人は、貸与された**図書**及び関係資料等の必要が無くなった場合は、ただちに監督員に返却するものとする。
3. 受託人は、貸与された**図書**及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託人の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受託人は、**設計図書**に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

1-1-15 関係官公庁への手続き等

1. 受託人は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託人は、地質・土質調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
2. 受託人が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に**報告**し**協議**するものとする。

1-1-16 地元関係者との交渉等

1. 契約書第9条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者または監督員が行うものとするが、監督員の**指示**がある場合は、受託人はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受託人は地元関係者に

誠意をもって接しなければならない。

2. 受託人は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の**承諾**を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受託人は、**設計図書**の定め、あるいは監督員の**指示**により受託人が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。
4. 受託人は、地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元**協議**等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、**設計図書**に定めるところにより、地元**協議**等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受託人は、前項の地元**協議**により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、**指示**に基づいて、変更するものとする。
 なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と**協議**のうえ定めるものとする。

1-1-17 土地への立入り等

1. 受託人は、屋外で行う地質・土質調査業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第10条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち、地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に**報告**し**指示**を受けなければならない。
2. 受託人は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去または土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に**報告**するものとし、**報告**を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
 なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は発注者が得るものとするが、監督員の**指示**がある場合は、受託人はこれに協力しなければならない。
3. 受託人は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、特記仕様書に示す外は監督員と**協議**により定めるものとする。
4. 受託人は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に**提出**し、身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託人は、立入り作業完了後閉庁日を除く10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

1-1-18 成果品の提出

1. 受託人は、地質・土質調査業務が完了したときは、**設計図書**に示す成果品を業務完了届とともに**提出**し、検査を受けるものとする。
2. 受託人は、**設計図書**に定めがある場合、または監督員の**指示**する場合、は履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。
3. 受託人は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。
4. 受託人は、「**電子納品に関する運用基準**（以下「運用基準」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を**提出**するものとする。運用基準で特に記載が無い項目については、監督員と**協議**のうえ決定するものとする。
5. 受託人は、成果品の**提出**にあたっては、事前に社内検査を実施しなければならない。

1-1-19 関係法令及び条例の遵守

受託人は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

1-1-20 検査

1. 受託人は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了届を発注者に**提出**する際には、**契約図書**により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に**提出**していなければならない。
2. 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って、受託人に対して検査日を**通知**するものとする。この場合において受託人は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受託人の負担とする。
3. 検査員は、監督員及び業務代理人等の立会いのうえ、以下の各号に掲げる検査を、行うものとする。
 - (1) 地質・土質調査業務成果品の検査
 - (2) 地質・土質調査業務管理状況の検査地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品についても検査を行うものとする。

1-1-21 修補

1. 受託人は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受託人に対して期限を定めて修補を**指示**することができるものとする。ただし、その**指示**が受託人の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。

る。

3. 検査員が修補の**指示**をした場合において、修補の完了の**確認**は検査員の**指示**に従うものとする。
4. 検査員が**指示**した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受託人に**通知**するものとする。

1-1-22 条件変更等

1. 監督員が受託人に対して地質・土質調査業務の内容の変更または**設計図書**の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の**指示**を行う場合は、**指示書**によるものとする。
2. 受託人は、**設計図書**で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督員に**報告**し、その**確認**を求めなければならない。

なお、「予期することができない特別な状態」とは、以下のものをいう。

- (1) 1-1-17 **土地への立入り等**第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合
- (2) 天災その他の不可抗力による損害
- (3) その他、発注者と受託人が**協議**し当該規定に適合すると判断した場合

1-1-23 契約変更

1. 発注者は、以下の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 地質・土質調査業務内容の変更により委託代金額に変更が生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受託人が**協議**し、地質・土質調査業務施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第29条の規定に基づき、委託代金額の変更に代える**設計図書**の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において変更する契約**図書**を、以下の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 1-1-22 **条件変更等**の規定に基づき監督員が受託人に**指示**した事項
 - (2) 地質・土質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者または監督員と受託人との**協議**で決定された事項

1-1-24 履行期間の変更

1. 発注者は、受託人に対して地質・土質調査業務の変更の**指示**を行う場合において、履行期間変更**協議**の対象であるか否かを合せて事前に**通知**しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更**協議**の対象であると**確認**された事項及び地質・土質調査業務の一時中止を**指示**した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の**協議**に代えることができるものとする。
3. 受託人は、契約書第20条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、業務変更日程表その他必要な資料を発注者に**提出**しなければならない。
4. 契約書第21条の規定に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合、受託人は、速やかに業務日程表を修正し**提出**しなければならない。

1-1-25 一時中止

1. 契約書第18条第1項の規定により、以下の各号に該当する場合において、発注者は受託人に**通知**し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部または一部を一時中止させることができるものとする。
 なお、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動・感染症まん延その他自然的または人為的な事象（以下「天災等」という。）による地質・土質調査業務の中断については、1-1-34 **臨機の措置**により受託人は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の継続が不相当または不可能となった場合
 - (4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受託人、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受託人が契約**図書**に違反し、または監督員の**指示**に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、地質・土質調査業務の全部または一部の一時中止を命ずることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受託人は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については監督員の**指示**に従わなければならない。

1-1-26 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

1-1-27 受託人の賠償責任

受託人は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託人に責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第38条に規定する契約不適合責任に係る損害
- (3) 受託人の責により損害が生じた場合

1-1-28 部分使用

1. 発注者は、以下の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受託人に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途地質・土質調査業務等の使用に供する必要がある場合
- (2) その他特に必要と認められた場合

2. 受託人は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

1-1-29 再委託

1. 契約書第5条第1項に規定する「主たる部分」とは、以下の各号に掲げるものをいい、受託人はこれを再委託することはできない。

- (1) 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

2. 契約書第5条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、計算処理（単純な電算処理に限る）、トレース、資料整理、模型製作データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。

3. 受託人は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

4. 受託人は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、**書面**により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。なお、協力者は、名古屋市の地質調査業務等の指名競争参加資格者である場合は、名古屋市の指名停止期間中であってはならない。

1-1-30 成果品の使用等

1. 受託人は、契約書第4条第4項の定めに従い、発注者の**承諾**を得て単独または他の者と共同で、成果品を発表することができる。
2. 受託人は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、**設計図書**に明示がなく、その費用負担を契約書第6条の規定に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の**承諾**を受けなければならない。

1-1-31 守秘義務

1. 受託人は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受託人は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、または譲渡してはならない。
ただし、あらかじめ発注者の**承諾**を得たときはこの限りではない。
3. 受託人は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を **1-1-13 業務計画書**の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受託人は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、当該業務のみ使用し、他の目的には使用しないこと。
また、発注者の許可なく複製しないこと。
6. 受託人は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去または破棄を確実にすること。
7. 受託人は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ、またその恐れがある場合には、これを速やかに発注者に**報告**するものとする。

1-1-32 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受託人は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、「**個人情報の保護に関する法律**」（平成28年5月27日改正法律第51号）、「**行政機関の保有する個人情報の保護**

に関する法律」(平成30年6月27日改正法律第41号)、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」(令和元年5月31日改正法律第16号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注人は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受託人は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受託人は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受託人は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受託人は、発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示または承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託人において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受託人は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、または発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受託人は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、または受託人が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後または解除後速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄または消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

- (1) 受託人は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に**報告**するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受託人が年1回以上の定期的検査等により**確認**し、発注者に**報告**するものとする。
- (2) 発注者は、受託人における個人情報の管理の状況について適時**確認**することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受託人に対し個人情報の取り扱い状況について**報告**を求めまたは検査することができる。

10. 管理体制の整備

受託人は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、1-1-13 **業務計画書**で示す**業務計画書**に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受託人は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

1-1-33 安全等の確保

1. 受託人は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受託人は、「**道路工事の保安対策の手引**」(名古屋市長政土木局平成26年6月)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 受託人は、「**建設工事に伴う騒音振動対策技術指針**」(建設省大臣官房技術審議官通達 昭和62年3月30日)を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
 - (3) 受託人は、調査現場に別途調査または工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (4) 受託人は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆に迷惑となるような行為、調査をしてはならない。

2. 受託人は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受託人は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受託人は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受託人は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害防止のため以下の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受託人は、**建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496号、令和元年 9 月 2 日）**を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 受託人は、屋外で行う地質・土質調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に伴い必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受託人は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) 受託人は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受託人は、調査現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等で囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
6. 受託人は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受託人は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受託人は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に「**南海トラフ地震臨時情報（調査中）等**」発せられた場合の措置は、以下によるものとする。
 - ① 「**南海トラフ地震臨時情報（調査中）等**」が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、業務現場内の保全措置が実施されているのか確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する緊急避難措置の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。
 - ② 有事の際に甚大な被害を及ぼす可能性がある業務を行っている場

合は、その対応について早急に監督員と協議し、必要に応じて臨機の措置をとること。

- ③ 上記の措置については、**1-1-13 業務計画書**の第2項（8）緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。
 - ④ 上記の地震に限らず、**震度4**以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に連絡するものとする。
9. 受託人は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
10. 受託人は、調査が完了したときは、残材・廃物・木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお、調査孔の埋戻しは、事前に監督員の承諾を受け、事後に監督員の確認を受けなければならない。

1-1-34 臨機の措置

- 1. 受託人は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託人は、臨機の措置をとった場合には、その内容を監督員に報告しなければならない。
- 2. 監督員は、天災等に伴い成果品の品質または工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、または多額な費用が必要と認められるときは、受託人に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

1-1-35 履行報告

受託人は、契約書第11条に規定する履行報告書については、設計図書で対象業務と明示された場合には、履行報告書を作成し、監督員を経由し発注者に提出しなければならない。

1-1-36 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 1. 受託人は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、事前に監督員と協議するものとする。
- 2. 受託人は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で閉庁日または、夜間に作業を行う場合には、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

1-1-37 行政情報流出対策の強化

- 1. 受託人は、本業務の履行に関するすべての行政情報について適切な流出防止対策をとり、**1-1-13 業務計画書**に流出防止策を記載

するものとする。

2. 受託人は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の**指示**する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受託人は、発注者の許可なく本業務の履行に関して取扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

- 1) 受託人は、受託人の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対して行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受託人は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受託人は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する**確認・指導**を行うこと。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受託人は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後または本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

（電子情報の管理体制の確保）

- 1) 受託人は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、**1-1-13 業務計画書**で示す**業務計画書**に記載するものとする。
- 2) 受託人は、以下の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)

受託人は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

1) 受託人は、本業務の履行に関して取扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置を取り、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受託人の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、**報告**を求め、**検査確認**を行う場合がある。

1-1-38 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

(1) 受託人は、契約の履行にあたって、暴力団または暴力団員等からの妨害(不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)または不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利もしくはは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、またはその要求の方法、態様もしくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合には、監督員を経由し発注者に**報告**するとともに、警察へ被害届を**提出**しなければならない。

(2) 受託人が前項に規定する妨害または不当要求を受けたにもかかわらず、前項の**報告**または被害届の**提出**を行わなかった場合は、競争入札による契約または随意契約の相手方としない措置を講ずることができる。

1-1-39 保険加入の義務

受託人は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第2節 地質・土質業務一般

1-2-1 使用する技術基準等

受託人は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに設計図書に基づいて行うものとする。なお、使用にあたっては、事前に監督員の承諾を得なければならない。

1-2-2 JGS（地盤工学会基準）

本仕様書中の JGS 規格は、次項の技術基準の地盤調査の方法と解説及び土質試験の方法と解説によるものとする。

1-2-3 主要技術基準及び参考図書

（注）主要技術基準及び参考図書については、最新のものを適用すること。

第2章 機 械 ボ ー リ ン グ

2-1-1 目 的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し地質構造や地下水位を**確認**するとともに、必要に応じて試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。

2-1-2 土質分類

土質の分類は、JGS 0051(地盤材料の工学的分類方法)によるものとする。

2-1-3 調査等

1. 一般事項

ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。

2. ボーリング位置、深度及び数量

(1) ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については**設計図書**によるものとする。

(2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督員の立会いのうえ行うものとし、後日調査位置を**確認**できるようにしなければならない。

3. 仮 設

足場、やぐら等の作業完了まで機械を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付るとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するように設置しなければならない。

4. 掘 進

(1) 孔口はケーシングパイプ、またはドライブパイプで保護するものとする。

(2) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になるおそれがある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。

(3) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。

(4) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。

(5) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合は、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければな

らない。

- (6) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。
- (7) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
- (8) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。
- (9) 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。
- (10) 試料を採取するオールコアボーリング※¹の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。

試料を採取しない場合はノンコアボーリング※²を行うこととする。

ノンコアボーリングまたはオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。

※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。

※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取資料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。

5. 検 尺

- (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、または予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と**協議**するものとする。
- (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会いのうえロッドを挿入した状態で残尺を検尺した後、ロッドを引抜き全ロッド長の**確認**を行うものとする。

6. その他

採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。

2-1-4 成 果 品

成果品は、以下のものを**提出**するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質または地質断面図（着色含む）
- (2) 受託人は、ボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について

て、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

- (3) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、ボーリング柱状図の作成、または監督員の指示により「**地質・土質調査成果電子納品要領（案）**」（国土交通省、平成 28 年 10 月）に従い柱状図に整理し提出するものとする。
- (4) 採取したコアは標本箱に収納し、委託業務名・孔番号・深度等を記入し、提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1 m 毎または各土層毎に標本ビンに密封して収納するものとする。
- (5) コア写真は、委託業務名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。

第3章 サンプリング

3-1-1 目的

乱さない試料のサンプリングは、室内力学試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。

3-1-2 採取方法

1. シンウォールサンプリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1221（固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。
2. デニソンサンプリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1222（ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。
3. トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS 1223（ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。

3-1-3 試料の取扱い

1. 受託人は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、監督員と協議するものとする。
2. 受託人は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。
3. 受託人は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。

3-1-4 成果品

成果品は、以下のものを提出するものとする。

- (1) 採取位置、採取深さ、採取長
- (2) 採取方法

第4章 サウンディング

第1節 標準貫入試験

4-1-1 目的

標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。

4-1-2 試験等

1. 試験方法及び器具は JIS A 1219（標準貫入試験方法）によるものとする。
2. 試験の開始深度は、**設計図書**によるものとする。
3. 試験は、原則として1 m毎に実施すること。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。
4. 打込完了後ロッドは1回転以上してからサンプラーを静かに引上げなければならない。
5. サンプラーの内容物は、スライムの有無を**確認**して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。

4-1-3 成果品

試験結果及び保存用試料は JIS A 1219（標準貫入試験方法）及び**地質・土質調査成果電子納品要領（案）**（国土交通省、平成28年10月）に従って整理し提出するものとする。

第2節 スウェーデン式サウンディング試験

4-2-1 目的

スウェーデン式サウンディング試験は、深さ10m程度の硬軟地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締り具合または土層の構成を判定することを目的とする。

4-2-2 試験等

1. 試験方法及び器具は JIS A 1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）によるものとする。
2. 試験中、スクリーポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。
3. 試験中、目的の深度まで達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と**協議**しなければならない。
4. 試験終了後、地下水が認められた場合、可能な限り水位を測定し記録

するものとする。

4-2-3 成 果 品

成果品は、以下のものを**提出**するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図、土質または地質断面図（着色を含む）
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JIS A 1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）により整理し**提出**するものとする。

第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験

4-3-1 目 的

オランダ式二重管コーン貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、または地盤構成を判定することを目的とする。

4-3-2 試 験 等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）によるものとする。
2. 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合に、その深度においても測定するものとする。
3. 試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と**協議**するものとする。

4-3-3 成 果 品

成果品は、以下のものを**提出**するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用して JIS A 1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）により整理するものとする。

第4節 ポータブルコーン貫入試験

4-4-1 目 的

ポータブルコーン貫入試験は、浅い軟弱地盤において人力により原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合を判定することを目的とする。

4-4-2 試 験 等

1. 試験方法及び器具は、JGS 1431（ポータブルコーン貫入試験方法）によるものとする。

2. 貫入方法は人力による静的連続圧入方式とする。
3. 予定深度に達しない場合で試験が不可能になった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。
4. 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として3 mまでとする。

4-4-3 成果品

成果品は、以下のものを**提出**するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JGS 1431（ポータブルコーン貫入試験方法）により整理し**提出**するものとする。

第5節 簡易動的コーン貫入試験

4-5-1 目的

簡易動的コーン貫入試験は、斜面や平地における地盤表層部の動的な貫入抵抗を測定し、その硬軟もしくは支持力を判定することを目的とする。

4-5-2 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS 1433（簡易動的コーン貫入試験）によるものとする。
2. 貫入方法は鋼製ハンマーを自由落下させる方法とする。
3. コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では傾斜角度をできるかぎり記録するものとする。
4. 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議するものとする。

4-5-3 成果品

成果品は、以下のものを**提出**するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JGS 1433（簡易動的コーン貫入試験方法）に準拠して整理し**提出**するものとする。

第5章 原位試験

第1節 孔内載荷試験

5-1-1 目的

孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

5-1-2 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS 1531（地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験）、JGS 3531（地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験）及び JGS 3532（ボアホールジュッキ試験）によるものとする。
2. 試験に際しては、目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。
3. 測定
孔内載荷試験は、等圧分布載荷法または等変位載荷法によるものとする。
 - (1) 点検とキャリブレーション
試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。
 - (2) 試験孔の掘削と試験箇所の確認
試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。
 - (3) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。
 - (4) 最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。
 - (5) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。
 - (6) 加圧操作は速やかに終え、荷重及び変位置の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を $19.6\text{KN}/\text{m}^2$ ピッチ程度または、予想される最大圧力の $1/10\sim 1/20$ の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重強度～変位曲線ができるだけスムーズな形状になるようにしなければならない。

5-1-3 成果品

成果品は、以下のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値
- (2) 荷重強度～変位曲線
- (3) 地盤の変形係数

- (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1531（地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験）、JGS 3531（地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験）及び JGS 3532（ボアホールジュッキ試験）により整理し提出するものとする。

第2節 地盤の平板載荷試験

5-2-1 目的

平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形特性や支持力特性、道路の路床・路盤などの地盤反力係数を求めることを目的とする。

5-2-2 試験等

試験方法及び試験装置・器具は、以下のとおりとする。

- (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）によるものとする。
- (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。

5-2-3 成果品

成果品は、以下のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、測定値
- (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。
- (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙の JIS A 1215（道路の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。

第3節 現場密度測定（砂置換法）

5-3-1 目的

現場密度測定（砂置換法）は、試験孔から掘りとった土の質量とその試験孔に密度の既知の砂材料を充填し、その充填に要した質量から求めた体積から土の密度を求めることを目的とする。

5-3-2 試験等

試験方法及び器具は、JIS A 1214（砂置換法による土の密度試験方法）によるものとする。

5-3-3 成果品

成果品は、以下のものを**提出**するものとする。

- (1) 調査位置、調査方法、測定値
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、**報告書**用紙の JIS A 1214（砂置換法による土の密度試験方法）により整理し**提出**するものとする。

第4節 現場密度測定（R I 法）

5-4-1 目的

現場密度測定（R I 法）は、放射性同位元素を利用して、土の湿潤密度と含水量を測定することを目的とする。

5-4-2 試験等

1. 本試験は、地表面型 R I 計を用いた土の密度試験に適用する。
2. 試験方法及び器具は、JGS 1614（R I 計器による土の密度試験方法）によるものとする。

5-4-3 成果品

成果品は、以下のものを**提出**するものとする。

- (1) 調査位置、調査方法、測定値
- (2) 含水比、湿潤密度、乾燥密度

第5節 現場透水試験

5-5-1 目的

現場透水試験は、揚水または、注水時の流量や水位を測定し、地盤の原位置における透水係数及び平衡水位（地下水位）を求めることを目的とする。

5-5-2 試験等

試験方法及び器具は、JGS 1314（単孔を利用した透水試験方法）によるものとする。

5-5-3 成果品

成果品は、以下のものを**提出**するものとする。

- (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、**報告書**用紙の JGS 1614 により整理して**提出**するものとする。

第6節 ルジオン試験

5-6-1 目的

ルジオン試験は、ボーリング孔を利用して岩盤の透水性の指標である

ルジオン値を求めることを目的とする。

5-6-2 試験等

1. 試験方法及び装置は、JGS 1323（ルジオン試験方法）によるものとする。
2. 限界圧力が小さいと予想される場合は、注入圧力段階を細かく実施し、限界圧力を超えることがないようにする。

5-6-3 成果品

成果品は、以下のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、試験区間の深さ
- (2) 平衡水位
- (3) 注水圧力と注水量の時間測定記録
- (4) 有効注水圧力と単位長さ当たりの注水量の関係（ $p-q$ 曲線）
- (5) 最大注水圧力
- (6) ルジオン値（ Lu ）または換算ルジオン値（ Lu' ）

第7節 速度検層

5-7-1 目的

速度検層は、ボーリング孔を利用して地盤内を伝播するP波（縦波、疎密波）及びS波（横波、せん断波）の速度分布を求めることを目的とする。

5-7-2 試験等

試験方法及び装置は、JGS 1122（地盤の弾性波速度検層方法）によるものとする。

5-7-3 成果品

成果品は、以下のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、測定深さ、（測定区間）、測定方法
- (2) 測定波形、走時曲線、速度層の構成

第8節 電気検層

5-8-1 目的

電気検層は、ボーリング孔を利用して地層の電気抵抗（比抵抗）を測定することを目的とする。

5-8-2 試験等

1. 試験方法及び装置は、JGS 1121（地盤の電気検層方法）によるもの

とする。

2. マイクロ検層（電極間隔 $2.5\text{ cm} \pm 5\text{ mm}$ 及び $5\text{ cm} \pm 5\text{ mm}$ が標準）、自然電位検層（S P 検層）を実施する場合は、特記仕様書によるものとする。

5-8-3 成 果 品

成果品は、以下のものを提出するものとする。

- （1）調査位置、測定深さ
- （2）掘削孔径、電気検層の種類及び電極間隔
- （3）検層装置の仕様
- （4）比抵抗曲線

第6章 解析等調査業務

6-1-1 目的

1. 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し、地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。

6-1-2 業務内容

1. 解析等調査業務の内容は、以下の各号に定めるところによる。
2. 既存資料の収集・現地調査は以下による。
 - (1) 関係文献の収集と検討
 - (2) 調査地周辺の現地調査
3. **資料整理とりまとめ**
 - (1) 各種計測結果の評価及び考察
 - (2) 異常データのチェック
 - (3) 試料の観察
 - (4) ボーリング柱状図の作成
4. **断面図等の作成**
 - (1) 地層及び土性の工学的判定
 - (2) 土質または地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
5. **総合解析とりまとめ**
 - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
 - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
 - (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
 - (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験等が実施されている場合）
 - (5) 調査結果に基づく、基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
 - (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、盛土や切土を行う場合の留意点の検討）

6-1-3 成果品

成果品は、現地調査結果、ボーリング柱状図、地質または土質断面図及び業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。

第7章 軟弱地盤技術解析

7-1-1 目的

軟弱地盤技術解析は、軟弱地盤上の盛土、構造物（地下構造物、直接基礎含む）を施工するにあたり地質調査で得られた資料を基に、基礎地盤、盛土、工事に伴い影響する周辺地盤等について、現況軟弱地盤の解析、検討対策工法の選定、対策後地盤解析、最適工法の決定を行うことを目的とする。

7-1-2 業務内容

1. 解析計画

業務遂行のための作業工程計画・人員計画の作成、解析の基本条件の整理・検討（検討土層断面の設定、土質試験結果の評価を含む）、業務打合せのための資料作成を行うものとする。

2. 現地踏査

周辺の自然地形・改変地形を観察し、解析基本条件の整理・検討のための基礎資料とするとともに、周辺に分布する交差物、近接構造物等を把握し、必要な解析について計画を立てるための基礎資料を得るものとする。

3. 現況地盤解析

（1）地盤破壊

設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む）等を各断面にて実施して地すべり破壊に対する安全率を算定するものとする。

（2）地盤変形

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を各断面にて算定し、地盤変形量（側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む）を算定するものとする。

（3）地盤圧密

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対する沈下時間を算定するものとする。

（4）地盤液状化

広範囲の砂質地盤を対象に土質定数及び地震時条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率 FL 値を各断面にて求め、液状化の判定を行うものとする。

4. 検討対策工法の選定

当該土質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特長・経済性を概略的に比較検討のうえ、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つまたは、複数選定するものとする。

5. 対策後地盤解析

現況地盤の改良等、対策を行った場合を想定し、対象範囲、対策後の地盤定数の設定を行った上で、必要な解析を実施し、現地への適応性の検討（概略的な施工計画の提案を含む）を行うものとする。

6. 最適工法の決定

「対策工法の選定」が複数の場合において、「対策後の検討」結果を踏まえ経済性・施工性・安全性等の総合比較により最適対策工法を決定するものとする。

7. 照査

検討を行った各項目毎に、基本的な方針、手法、解析及び評価結果について照査するものとする。

7-1-3 成果品

成果品は、現地踏査結果業務内容の検討結果及び照査結果を提出するものとする。

第8章 物理探査

第1節 弾性波探査

8-1-1 目的

弾性波探査は、人工震源によって生じた地盤の弾性波伝播速度を測定し、地層の物理特性を把握すると同時に断層破碎帯や基盤深度等の地下構造物を調査するのを目的とする。

8-1-2 業務内容

1. 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。

2. 現地踏査

測線計画及び起振計画作成のために現地の状況を把握するものとする。

3. 資料検討

既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線計画及び起振計画を作成するものとする。

4. 測線設定

測線計画によって決定された測線長、方向及び測線数に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定するものとする。

5. 観測

起振計画において決定された起振方法により、往復観測を行うものとする。

6. 解析

観測の結果に基づき、走時曲線図及び速度層断面図を作成し、地山の弾性波速度と地質及び地層の力学的性質の判定を行うものとする。

7. 照査

計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。

8. 報告書作成

調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。

第2節 電気探査（比抵抗二次元探査）

8-2-1 目的

電気探査（比抵抗二次元探査）は、地中に電流を流して地中に生じる電位差を測定してその比抵抗値を求め、風化岩と基盤岩の分布形態、砂

礫などの堆積層と基盤岩の構造など、地層の分布構造を把握することを目的とする。

8-2-2 業務内容

1. 計画準備

8-1-2 業務内容第1項に準じるものとする。

2. 現地踏査

測線計画及び電極配置計画作成のために現地の状況を把握するものとする。

3. 資料検討

既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線配置計画、電極配置選択、最小電極間隔及び最大電極間隔を決定する。

4. 測線設定

測線計画において決定された測線長、方向、測線数及び電極間隔に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定し、合わせて各測点の標高を求めるものとする。

5. 観測

電極配置計画において決定された電極配置により、電流、電位差の測定を行うものとする。

6. 解析

- (1) 観測結果を用い、見掛け比抵抗擬似断面図を作成するものとする。
- (2) 観測結果を用いてインバージョン（逆解析）により比抵抗断面図を作成するものとする。
- (3) 比抵抗断面図とその他の地質資料も考慮し、地山の比抵抗と地質及び地層の関係について地質学的解釈を行うものとする。

7. 報告書作成

8-1-2 業務内容第7項に準ずるものとする。

第9章 地すべり調査

9-1-1 目的

地すべり調査は、地すべり面の分布・性状、地下水位、水みち等について調査するとともに、どの範囲の土塊がどのように動いているか、どのような機構で地すべりが発生しているかを解析し、地すべり対策工法を検討することを目的とする。

9-1-2 計画準備

1. 8-1-2 業務内容第1項に準ずるものとする。
2. 予備調査として以下の項目を実施するものとする。
 - (1) 既存資料調査
対象地すべり地付近の地形、地質、水文、地すべりの分布、滑動履歴など既存資料を収集するものとする。
 - (2) 地形判読作業
地形図、空中写真等を用いて地すべりブロックを判定し、その周辺の地形分類、埋谷面図等を必要に応じて作成するものとする。
 - (3) 現地調査
地形、地質、水文、滑動現況及び履歴等の現地調査を行い、地すべり現況を明らかにし、調査計画、応急対策計画の概要を調査するとともに、安定解析のため主測線、その他地すべり調査計画上必要な基準線となる測線を定めるものとする。

9-1-3 地下水調査

1. 地下水位観測

地下水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するもので、調査方法は、JGS 1312（観測井による砂質・礫質地盤の地下水位測定方法）によるものとする。

2. 地下水検層

ボーリング孔にトレーサー（地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水）を投入し、地下水の流動箇所ではトレーサーが希釈されることにより電気抵抗または温度が変化することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法は、JGS 1317（トレーサーによる地下水流動層検層方法）によるものとする。

3. 間隙水圧測定

電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の間隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法は、JGS 1313（ボーリング孔内に設置した電気式間隙水圧計による間隙水圧の測定方法）によるものと

する。

4. 湧水圧による岩盤の透水試験 (J. F. T)

岩盤の試験対象区間とその区間をパッカー及びトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後に測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS 1321 (孔内水位回復法による岩盤の透水試験方法) によるものとする。

5. 地下水流動調査

トレーサーや電位差を利用して、地下水の流下経路、流速を求めるものとする。

9-1-4 移動変形調査

1. 変位杭による調査

基準杭、変位杭を設置し測量を実施して、地すべり活動による地表面の移動量を把握する。

2. 伸縮計による調査

(1) 地すべり地頭部、末端部等に伸縮計を設置し、地表面の経時的変化量を測定して、地すべりの変動状況を**確認**するものとする。

(2) 調査方法については、JGS 1725 (伸縮計を用いた地表面移動量測定方法) によるものとする。

3. 傾斜計による調査

(1) 地すべりによる地表面の傾斜変動を測定し、地すべりの変動状況を**確認**するものとする。

(2) 水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS 1721 (水管式地盤傾斜計を用いた地表面の傾斜変動量測定方法) によるものとする。

4. パイプ式歪計による調査

パイプ式歪計は、外径 48~60 mm の塩ビ管外周軸方向で、直交する 2 方向または、1 方向にペーパーストレインゲージを 1.0m 間隔に装置したものをボーリング孔に設置し、ゲージの歪量を測定し、すべり面の位置、すべり方向を**確認**するものとする。

5. 挿入式孔内傾斜計による調査

挿入式孔内傾斜計は、削孔したボーリング孔に溝付の塩ビ管、あるいはアルミケーシングパイプを地表面から不動層まで埋設した後、プローブに取付けられた車輪をパイプの溝に合わせて降下して 0.5m あるいは 1.0m 毎にパイプの傾きを検出し、指示計に表示される傾き量を読み取るもので、地すべりの滑動によるすべり面位置の**確認**やすべり方向、変位量を算出するものとする。

9-1-5 雨量観測

地すべりの変動と降雨量との相関関係を把握するために、降雨量を計測する。計測には、測量結果を自動転送する機能を有した雨量計の使用を標準とする。

9-1-6 解析

1. 地盤特性検討

基礎地盤調査資料並びに移動変形調査から「地すべり規模」、「地形特性」、「地質特性」、「地下構造特性」、「地下水特性」等、総合的に対象地域の地盤特性を明らかにし、「安定解析」、「機構解析」、「対策工法の選定」に関わる基本的な地盤の定数、条件を検討するものとする。

2. 機構解析

機構解析地形、地質、地盤構造から推定される素因、さらに移動変形、地下水、人為的な誘因等と、安定計算結果から総合的に判断して地すべり運動機構と地すべり発生原因を解明するものとする。

3. 安定解析

地すべり運動方向に設けた測線の地すべり断面について、安定計算を行い、地すべり斜面の安定度を計算するものとする。

9-1-7 対策工法選定

機構解析、安定解析及びその他の調査結果を基に、各種対策工法より、最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする。（詳細設計は含まない。）

9-1-8 報告書作成

業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果を基に、業務の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。

第 10 章 地形・地表地質調査

10-1-1 目的

1. 地形・地表地質調査は、地表で見られる自然地形・改変地形、岩石や地層の性状を観察し、調査地域の地層分布や地質構造、更に地山の安定性、地表水・地下水の状況などの広範囲な地質に関する諸情報を把握することを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム調査に係わる地形・地表地質調査を除くものとする。

10-1-2 業務内容

1. 計画準備

業務の目的を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を**確認**し、業務計画書を作成するとともに、調査用基図の調整、空中写真等入手手続きを行う。

2. 既存資料調査

対象地域の地形・地質・地表水・地下水・災害・工事履歴等に関する既存資料を収集・整理する。

3. 空中写真判読

隣り合わせの 2 枚の空中写真を実体鏡によって実体視して、旧河道・後背地、谷底平野、崖、鞍部等の分布状況、谷・尾根の分布パターンや写真の濃淡などを注意深く判読し、これらの情報から、土石流堆積地、断層、地すべり等の分布域を推定するものとする。

4. 現地踏査

- (1) 調査地域内を踏査して、既往資料・地形図及び空中写真判読で得られた軟弱地盤、土石流堆積他、断層地形、地すべり等の地形的な特徴・性状を観察するものとする。
- (2) 現地調査の際には、地質に関する既往資料・地形図などにより人工構造物・改変地形の状況、広域的な地質情報を把握しておくとともに、岩石・地層の分布、地質構造、断層破碎帯、風化、変質、地山の安定性、地表水・地下水等の状況を詳細に観察するものとする。
- (3) 観察結果を踏査経路、観察地点、写真撮影地点、資料採取地点等を地形図に記入してルートマップを作成し、地形の形成過程・地質状況の検討も含めて地質平面図、地質断面図にとりまとめるものとする。

5. 地質解析

(1) 地質工学的検討

対象地域の地質構成、地質工学的特性を把握し、業務目的との関連で見た地質工学的性状、問題点、今後の調査等の検討を行う。

(2) 報告書作成

業務の目的を踏まえ、調査の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。

10-1-3 成 果 品

成果品は、以下のものを提出するものとする。

- (1) 調査報告書
- (2) 地質平面図
- (3) 地質断面図
- (4) ルートマップ
- (5) 露頭写真

第 11 章 土 質 試 験

第 1 節 土質試験

11-1-1 試験の方法

試験の方法は、設計図書に定めがあるものを除き、「土質試験の方法と解説」（地盤工学会）によるものとする。

第 2 節 土の透水試験

11-2-1 目 的

土の透水試験は、飽和状態にある土の層流状態における透水係数を求める目的とする。

11-2-2 用語の定義

透水係数とは、浸透流の見掛けの流速と動水こう（勾）配を関係付ける比例定数。

11-2-3 試 験

試験方法は、JIS A 1218「土の透水試験方法」に準拠して行う。

11-2-4 試験方法の種類と選択

1. 試験方法の種類

試験方法は次の 2 種類とする。

（1）定水位透水試験

一定の断面と長さをもつ供試体の中を、一定の水位差の下で一定時間内に浸透する水量を測定する試験。

（2）変水位透水試験

一定の断面と長さをもつ供試体の中を、ある水位差を初期状態として浸透するときの水位の降下量と、その経過時間を測定する試験。

2. 試験方法の選択

一般に、定水位透水試験は透水係数の比較的大きい土に、変水位透水試験は透水係数の比較的小さい土に適用する。

11-2-5 成 果 品

成果品は、以下のものを提出するものとする。

- （1）試料の状態
- （2）供試体作製方法
- （3）供試体の直径、長さ及び質量
- （4）試験方法の種類

- (5) 供試体の飽和度を高めるために用いた方法
- (6) 試験用水の種類
- (7) 試験時の水温
- (8) 試験前の供試体の含水比、間げき比、乾燥密度及び飽和度
- (9) 試験後の供試体の含水比及び飽和度
備考：保水性の小さい試料の場合は、省略してもよい
- (10) 温度 15℃における透水係数

第12章 そ の 他

第1節 舗装工事における土質調査の復旧

12-1-1 適用範囲

路床土のCBR試験の調査に伴う路面の復旧について適用する。

12-1-2 復旧方法

試験及び調査のために行う掘削埋戻し及び終了後の復旧については、設計図書または監督員の指示が特にない場合には、下記に示す方法を標準とする。復旧は、試験及び調査を終了後直ちに行うものとする。

- (1) 試験及び調査のための掘削断面は、50 cm（幅）×50 cm（長さ）×H（深さ）を標準とする。ここに、H（深さ）は計画路床面より1.20 mを標準とし、現路面からの深さは監督員の指示を必ず受けなければならない。
- (2) （幅）×（長さ）は、最大100 cm（幅）×150 cm（長さ）まで大きくすることができる。これ以上のものについては、監督員の承諾を受けなければならない。
- (3) 舗装の切断は、カッターにて行うものとする。
- (4) 復旧の舗装構成は、路肩部は表層と路盤、車道部は表層、基層と路盤とする。
- (5) 表層及び基層は加熱合材を使用すること。その厚さは、路肩部は5 cm以上、車道部は10 cm以上とする。
- (6) 路盤は、掘削部分の埋戻しをすべて改良路盤（KC-40）で行い路盤を兼ねる構造とする。また、埋戻しは、転圧しなければならない。
- (7) 掘削土は、原則としてすべて処分することとし、埋戻しには使用してはならない。ただし、現道の路盤碎石は、埋戻しの下層部分に使用してもよい。
- (8) 区画線は、少量でも必ず復旧しなければならない。
- (9) 舗装に関する材料承認等はすべて省略することができるが、受託人は、自主管理を行わなければならない。

様式集

様式目次

様式一覧表

(第 2 号様式)	業務着手届……………	13- 1
(第 3 号様式) 甲	業務日程表……………	13- 2
(第 3 号様式) 乙	日程表……………	13- 3
(第 4 号様式) 甲	業務変更日程表……………	13- 4
(第 4 号様式) 乙	変更日程表……………	13- 5
(第 7 号様式) の 1	業務代理人等届……………	13- 6
(第 7 号様式) の 2	業務代理人等変更届……………	13- 7
(第 9 号様式)	業務関係者に関する措置請求書……………	13- 8
(第 10 号様式) 甲	業務下請負届(再委託申請書)……………	13- 9
(第 10 号様式) 乙	業務下請負届(再委託申請書)……………	13-10
(第 10 号様式) 甲	業務下請負届(再委託申請書)記載例……………	13-11
(第 10 号様式) 乙	業務下請負届(再委託申請書)記入例……………	13-12
(第 11 号様式)	業務用材料出納簿……………	13-13
(第 12 号様式)	業務用貸与物件整理簿……………	13-14
(第 13 号様式)	事故発生報告書……………	13-15
(第 16 号様式)	履行期間延長願……………	13-16
(第 17 号様式)	業務完了届……………	13-17
(第 19 号様式)	業務完了確認通知書……………	13-18
(第 20 号様式)	検査結果通知書……………	13-19
(第 21 号様式) 甲	出来高調書……………	13-20
(第 21 号様式) 乙	出来高内訳書……………	13-21
(第 23 号様式)	出来高確認通知書……………	13-22
(第 24 号様式)	出来高検査結果通知書……………	13-23
(第 25 号様式)	業務計画書……………	13-24
(第 26 号様式)	変更業務計画書……………	13-25
(第 27 号様式)	委託業務成果品一覧表……………	13-26
(第 28 号様式)	指示・催告・請求・通知・協議・承諾……………	13-27
(第 29 号様式)	請求・通知・協議・承諾・報告書……………	13-28
(第 30 号様式)	業務打合せ記録簿……………	13-29
(第 30 号様式)	業務打合せ記録簿(記入例)……………	13-30
(第 31 号様式) 甲	業務記録簿……………	13-31
(第 31 号様式) 乙	業務記録簿……………	13-32
(第 32 号様式)	身分証明書交付申請書……………	13-33
(第 33 号様式)	身分証明書……………	13-34
(第 34 号様式)	身分証明書返納書……………	13-35
(第 36 号様式)	休日・夜間作業届……………	13-36

(第2号様式)

業 務 着 手 届

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (住所)

(氏名)

次のように、契約書（業務着手届及び業務日程表）の規定に基づき届出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
委 託 代 金 額	
業務着手予定年月日	令和 年 月 日
業務完了予定年月日	令和 年 月 日
特 記 事 項	

※ 業務着手予定年月日の着手とは、業務代理人等が業務の実施のため監督員との打合せまたは現場踏査を開始することをいう。

(日本産業規格A4)

(第3号様式) 甲

業 務 日 程 表

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (住所)

(氏名)

次のように、契約書（業務着手届及び業務日程表）の規定に基づき提出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
日 程	別紙日程表のとおり
特 記 事 項	

(日本産業規格 A 4)

(第3号様式) 乙

目 程 表

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

(第4号様式) 甲

業 務 変 更 日 程 表

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (住所)

(氏名)

次のように、契約書（変更に伴う手続）の規定に基づき提出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
日 程	別紙変更日程表のとおり
特 記 事 項	

(日本産業規格 A 4)

(第4号様式) 乙

變更日程表

[illegible]

(日本産業規格 A)

業 務 代 理 人 等 届

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (住所)

(氏名)

業務代理人

次のように、契約書（業務代理人及び主任技術者）の規定に基づき、主任技術者を届出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
氏 名	
業 務 代 理 人 の 権 限	
主任技術者最終学歴 (卒業年) 又は資格	
職 歴 (該当業務に類する 業 務 に 限 る)	

※ 資格の写しを添付すること。

業務代理人等変更届

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人 (住所)

(氏名)

業務代理人

次のように、契約書（業務代理人及び主任技術者）の規定に基づき、主任技術者を変更しましたので届出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
氏 名 (変 更 前)	
氏 名 (変 更 後)	
業 務 代 理 人 の 権 限	
主任技術者最終学歴 (卒業年) 又は資格	
職 歴 (該当業務に類する 業 務 に 限 る)	

※ 資格の写しを添付すること。

(第9号様式)

業務関係者に関する措置請求書

令和 年 月 日

受 託 人

名 古 屋 市 長

契約書（業務代理人等に対する措置要求）の規定に基づき、下記業務関係者に対し必要な措置をとることを請求します。

委 託 業 務 名		
委 託 業 務 場 所		
関 係 者	該 当 種 別	
	氏 名	
措 置 請 求 理 由		

(日本産業規格A4)

業務下請負届 (再委託申請書)

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人 (商号又は名称)

業務代理人 (氏名)

次のように、契約書（一括再委託等の禁止等）の規定及び情報取扱注意項目に基づき、届出及び申請します。

委託業務名

職種別	下請負人名	住 所	代表者氏名	電 話	許可番号	下請予定金額

機密情報を取り扱う事業者への再委託に係る情報保護措置

- 再委託に係る業務が、名古屋市からの業務である事を再委託先に了知させます。
- 再委託先の事業者にも情報取扱注意項目を遵守させ、当社と同等の情報保護対策を講じさせます。
- 再委託した業務のうち機密情報を取り扱う業務を、再委託先の事業者から更に委託はさせません。
- 再委託先の事業者が与えた損害等については当社が一切の責任を負います。

※添付書類 再委託に関する契約書の写し等
(日本産業規格 A 4)

(第 10 号様式) 乙

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

業務下請負届 (再委託申請書)

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人 (商号又は名称)

業務代理人 (氏名)

次のように、契約書（一括再委託等の禁止等）の規定及び情報取扱注意項目に基づき、届出及び申請します。

委託業務名

職種別	下請負人名	住 所	代表者氏名	電 話	許可番号	下請予定金額
		機密情報を取り扱う事業者				
〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇
		機密情報を取り扱わない事業者				
〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇

機密情報を取り扱う事業者への再委託に係る情報保護措置

- 再委託に係る業務が、名古屋市からの業務である事を再委託先に了知させます。
- 再委託先の事業者にも情報取扱注意項目を遵守させ、当社と同等の情報保護対策を講じさせます。
- 再委託した業務のうち機密情報を取り扱う業務を、再委託先の事業者から更に委託はさせません。
- 再委託先の事業者が与えた損害等については当社が一切の責任を負います。

※添付書類 再委託に関する契約書の写し等
(日本産業規格 A 4)

(第 10 号様式) 乙

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

(第 1 1 号様式)

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

業務用貸与物件整理簿

(第 12 号様式)

(監督員所属職氏名)

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

事故発生報告書

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人（住所）

（氏名）

下記のとおり事故が発生したので報告します。

記

委託業務名	
事故発生場所	
事故発生日時	
事故の内容	
事故発生後の応急措置	
今後の対策	

備考：図面現場写真添付のこと。

(第16号様式)

履行期間延長願

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人 (住所)

(氏名)

次のとおり履行期間延長をしたいので、契約書（受注者の請求による履行期間の延長）の規定に基づき願い出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
希 望 延 長 日 数	日間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
延 長 理 由	

(日本産業規格A4)

(第17号様式)

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (住所)

(氏名)

次のように、契約書（検査及び引渡し）の規定に基づき届出します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
委 託 代 金 額	
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
完 了 年 月 日	令和 年 月 日
特 記 事 項	

(日本産業規格A4)

(第 1 9 号様式)

業務完了確認通知書

令和 年 月 日

受 託 人

名 古 屋 市 長

次のとおり業務の完了を確認しましたので通知します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
委 託 代 金 額	
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
完 了 年 月 日	令和 年 月 日
検 査 年 月 日	令和 年 月 日
引 渡 年 月 日	令和 年 月 日
特 記 事 項	

(日本産業規格 A 4)

(第20号様式)

検 査 結 果 通 知 書

令和 年 月 日

受 託 人

名 古 屋 市 長

下記業務は 令和 年 月 日の完了検査の結果不合格であるので通知します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
理 由	
履 行 要 求 年 月 日	令和 年 月 日 まで

(日本産業規格A4)

(第21号様式) 甲

出 来 高 調 書

令和 年 月 日

名 古 屋 市 長

受託人 (商号又は名称)

業務代理人 (氏名)

令和 年 月 日現在における第 回出来高調書を提出します。

委 託 業 務 名

委 託 業 務 場 所

委 託 代 金 額

履 行 期 間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

出 来 高 内 訳

別記出来高内訳書のとおり

特 記 事 項

(日本産業規格A4)

(第21号様式) 乙

出 来 高 内 訳

※ 工 種 ・ 種 別	※ 細 目	※ 数 量		※ 単位	※出来 高率%	単 価(円)	金 額(円)	備 考
		※ 設 計	出来高					

(日本産業規格 A 4)

※印欄は、受託人において記載すること。

(第23号様式)

出来高確認通知書

令和 年 月 日

受 託 人

名古屋市長

次のとおり業務の出来高（第 回）を確認しましたので通知します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
確 認 年 月 日	令和 年 月 日
出 来 高 割 合	%
特 記 事 項	

(日本産業規格A4)

(第24号様式)

出来高検査結果通知書

令和 年 月 日

受 託 人

名 古 屋 市 長

下記業務は 令和 年 月 日の 出来高（第 回）検査の結果不合格であるので
通知します。

委 託 業 務 名

委 託 業 務 場 所

履 行 期 間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

理 由

履 行 要 求 年 月 日

令和 年 月 日 まで

(日本産業規格A4)

委託業務名 _____

業 務 計 画 書

受 託 人 _____ (商号又は名称)

業務代理人 _____ (氏名)

目 次

(1) 業務概要	P—
(2) 実施方針	P—
(3) 実施日程表	P—
(4) 業務組織計画	P—
(5) 打合せ計画	P—
(6) 成果品の内容、部数	P—
(7) 使用する図書及び基準	P—
(8) 連絡体制 (緊急時含む)	P—
(9) 使用機械の種類、名称、性能 (一覧表にする)	P—
(10) 使用する図書及び基準	P—
(11) その他	P—

委託業務名 _____

変更業務計画書

受託人 _____ (商号又は名称)

業務代理人 _____ (氏名)

目次

(1) 業務概要	P—
(2) 実施方針	P—
(3) 実施日程表	P—
(4) 業務組織計画	P—
(5) 打合せ計画	P—
(6) 成果品の内容、部数	P—
(7) 使用する図書及び基準	P—
(8) 連絡体制 (緊急時含む)	P—
(9) 使用機械の種類、名称、性能 (一覧表にする)	P—
(10) 使用する図書及び基準	P—
(11) その他	P—

委託業務名 _____

委託業務成果品一覧表

受 託 人 (商号又は名称) _____

業務代理人 (氏名) _____

目 次

(1)	 P -
(2)	 P -
(3)	 P -
(4)	 P -
(5)	 P -
(6)	 P -
(7)	 P -

(第 2 8 号様式)

指示・催告・請求・通知・協議・承諾書

令和 年 月 日

受 託 人

名 古 屋 市 長

下記のように指示・催告・請求・通知・協議・承諾します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
内 容	

注 不要な文字は＝で消すこと。

(日本産業規格 A 4)

(第29号様式)

請求・通知・協議・承諾・報告書

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人（住所）
（氏名）

次のように、請求・通知・協議・承諾・報告します。

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
内 容	

注 不要な文字は＝で消すこと。

（日本産業規格A4）

(第30号様式)

業 務 打 合 せ 記 録 簿	
令和 年 月 日	
発 議 者	☐ 発注者 ☐ 受託人
発 議 事 項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()
委 託 業 務 名	
委 託 業 務 場 所	
受 託 人	
内 容	添付書類
処 理 ・ 回 答	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 ☐ その他 () します。 令和 年 月 日
業務代理人	

注 本様式は「業務代理人」との協議等で使用。

(日本産業規格A4)

業務打合せ記録簿（記載例）

令和 ○年 ○月 ○○日

発議者	☐ 発注者 ☒ 受託人
発議事項	☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他（ ）
委託業務名	○○○○○○○○○○○○
委託業務場所	○区○○○地内
受託人	○○○○株式会社
内 容	○○○○○○○○○○○○○について、協議します。 添付書類 図面 ○ 枚
処 理 ・ 回 答	上記について ☒ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 ☐ その他（ ） します。 令和 ○年 ○月 ○○日

業務代理人

記名

注 本様式は「業務代理人」との協議等で使用。

（日本産業規格A4）

業 務 記 録 簿

委 託 業 務 名

委 託 業 務 場 所

履 行 期 間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

受 託 人 (商号又は名称)

業 務 代 理 人 (氏名)

(第31号様式) 乙

[illegible]

(日本産業規格 A 4)

(第32号様式)

身分証明書交付申請書

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人 (住所)
(氏名)

下記業務にあたり、契約書（土地への立入り）の規定に基づく土地への立入の際に必要となりますので、身分証明書を下記のとおり申請します。

記

委託業務名

委託業務場所

履行期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

受領代表者

調査員名簿

会社名	氏名	調査内容	調査期間

(日本産業規格A4)

(第 3 3 号様式)

身 分 証 明 書		第	号
会 社 名			
氏 名			
有効期限	令和	年	月 日まで
上記のものは、業務委託における の調査に従事するものであることを証明する。			
名古屋市	土木事務所長 氏 名		

※ 大きさは上記を標準とする。

(第34号様式)

身分証明書返納書

令和 年 月 日

名古屋市 長

受託人 (住所)
(氏名)

下記業務にあたり、契約書（土地の立入り）の規定に基づく土地への立入の際に
使用いたしました身分証明書を返納します。

記

委託業務名

委託業務場所

履行期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

返納代表者

返納者名簿

身分証明書番号	氏 名	備 考

※ 身分証明書を添付すること。
(日本産業規格A4)

休日・夜間作業届

令和 年 月 日

名古屋市長

受託人(商号又は名称) _____

業務代理人(氏名) _____

次のように休日・夜間作業を行いたいので届け出します。

委託業務名	
委託業務場所	
作業年月日	
作業時間	
作業内容	上記を受理します。

注 不用な文字は＝でけすこと。